

人権擁護委員による人権相談

場所 北本市文化センター 3階 第3会議室

時間 原則毎月第4火曜日 午後1時30分～午後3時30分

※詳細については、市広報または市ホームページをご覧ください。



人権相談
ホームページ

きたもと子どもの権利相談 とまちゃんち

場所 北本市役所 2階 総務課

時間 月～金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前10時30分～午後6時

方法 電話、会って話す、手紙、相談フォーム

電話 **0120-0874-56**（子ども専用・通話無料）
048-590-5011



相談フォーム

みんなの人権110番（法務省・全国共通人権相談ダイヤル）

電話 **0570-003-110**

受付時間 平日／午前 8時30分～午後5時15分

外国語人権相談ダイヤル（法務省・全国共通）

(Foreign-language Human Rights Hotline)

電話 **0570-090911**

受付時間 平日／午前9時～午後5時
(Service Hours Weekdays 9:00am-5:00pm)



インターネット
人権相談受付窓口



<https://www.jinken.go.jp>

インターネット人権相談

北本市パートナーシップ宣誓制度について

北本市パートナーシップ宣誓制度は、性的少数者でパートナーシップや事実婚の関係にある二人が相互に協力し、継続的な共同生活を送ることを市に宣誓する制度です。市では、宣誓を受けて、その事実を証明する宣誓証明書をお二人に交付します。

「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」について

「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が令和4年7月8日に施行されました。この条例は、法（※）の基本理念にのっとり、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって差別のない社会を実現することを目的としています。

※部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

詳しくは埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/douwamondai/jyoureinituite.html>



市ホームページ



埼玉県
ホームページ

令和8年（2026年）8月1日発行

北本市総務部総務課 人権推進・男女共同参画担当 電話 594-5506（直通）



北本市は環境に配慮した取り組みを進めています。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



北本市

だれもが自分らしく暮らすために

Children

子どもの人権

子どもの声を聴きましょう

いじめや体罰、児童虐待、インターネットを通じた犯罪等子どもたちを取り巻く社会環境は、複雑、多様化しています。今後社会の担い手となる子どもたちの健やかな成長を支えるためには、子どもの声を聴き、子どもにとっての最善の利益を考えることが重要です。

Women

女性の人権

性別で役割を分けていませんか

人々の意識や行動、習慣等の中には、今なお、「男は仕事、女は家庭」という固定的役割分担意識が残っています。また、DVや性犯罪、ストーカー行為等が社会問題となっています。性別に関わらず、その個性や能力を発揮することができるよう、お互いを尊重し合う姿勢が大切です。

Dowa Issue
(Buraku Discrimination)

同和問題(部落差別)

正しい認識をもちましょう

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するわが国固有の人権問題です。差別的な発言やインターネット上の書き込み等いまだ課題として残っています。このような差別をなくすためには、一人ひとりが同和問題を正しく理解し、差別意識の解消に取り組む必要があります。

Foreigners

外国人の人権

人権に国境はありません

外国人の方々は、人種や言語、習慣等の違いから日常生活においてさまざまな課題が生じることがあります。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動である「ヘイトスピーチ」が社会的問題となっています。お互いを認め、地域社会で暮らす同一員として、助け合いましょう。

Elderly People

高齢者の人権

高齢者が生きがいをもって暮らすことができる地域社会を目指しましょう

高齢者への身体的・心理的虐待や本人の財産に係る経済的虐待、悪質な訪問販売、特殊詐欺等が発生しています。高齢者やその家族を見守りながら、高齢者が自身の知識や経験を活かし、生きがいをもって暮らすことができる地域社会づくりに努めましょう。

Persons with Disabilities

障がいのある人の人権

障壁(バリア)を取り除きましょう

障がいのある方は、日常生活の物理面や制度面、文化面等において、さまざまな障壁(バリア)に直面することがあります。障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の一員として、お互いを尊重し、支え合いながら、地域の中で共生できる社会を目指しましょう。

Sexual Minorities

性的マイノリティの人権

さまざまな性のあり方を尊重しましょう

LGBTQ(性的マイノリティの総称の一つ)であることを理由に職場や学校、地域等の社会生活において、偏見や差別、ハラスメント等が生じています。性のあり方には、さまざまな形があります。偏見や差別をなくし、多様性を尊重することが暮らしやすい地域社会へつながります。

この他にも、私たちの周りには、インターネット上の誹謗中傷、震災等の災害、犯罪、感染症等に係るさまざまな人権問題があります。

相手の立場を想像し、行動してみませんか。